

米原市こども計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 目的 「米原市こども計画策定業務」を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。
- (2) 業務名 令和5年度 米子支委託第14号 米原市こども計画策定業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和7年3月31日まで

2 業務に要する費用（予定価格）

金 9,797,700円（消費税および地方消費税を含む。）

〔 内訳：令和5年度：3,999,600円
令和6年度：5,798,100円 〕

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のアからカのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (6) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）に地方自治体の子ども・子育て支援事業計画策定業務の受託者として業務を完了した実績があること。

基礎調査のみの業務は、実績として認めない。

4 質問の受付および回答

- (1) 提出期限：令和5年6月28日（水）午後3時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
電話等による質問に対しては受付を行いません。
- (3) 回答期間：令和5年6月15日（金）～令和5年6月30日（金）
- (4) 回答方法：市公式ウェブサイトにおいて公開します。

5 企画提案書等の作成および提出

- (1) 提出書類および必要部数
公募型プロポーザル参加申込書（様式2） 原本1部

実施体制各種調書および企画提案書等

原本1部、副本7部および、作成したデータファイルとPDF形式で保存したCD-ROM1枚

ア 参加資格確認書（様式3）

イ 業務実績調書（様式4）

ウ 執行体制調書（様式5）

上記調書には、担当予定者の経歴（任意様式）を必ず添付してください。

エ 会社概要（様式6）

オ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、提案項目について記者の考え方をわかりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめて作成してください。

カ 参考見積書（任意様式）

見積価格については、総額と年度ごとの内訳（令和5年度、令和6年度）を記載するとともに、積算内容を記載または添付してください。

見積価格については、事務局等への過大な負担がなく、確実な成果が得られることを考慮した価格を算出してください。

(2) 提出期限等

提出期限：令和5年7月26日（水）午後3時まで（必着）

提出場所：米原市役所くらし支援部子育て支援課

提出方法：持参または郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時および配達されたことが証明できる方法としてください。

(3) その他

ア 用紙サイズはA4判とし、縦左綴じとします（片面印刷とし、A3判はA4サイズに折り込むこと。）。

イ 提出書類は返却しません。

ウ 提出書類の作成および提出に要する費用については、提出者の負担とします。

エ 参加申込書および企画提案書等の提出は、1者につき1件とします。

オ 提出書類で用いる言語は、日本語、通貨は円とします。

カ 提出書類は、委託業者の選定および特定を行う作業に必要な範囲において複製をすることができます。また、本案件のプロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用することができるものとします。

キ 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わず、その変更を認めません。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書および企画提案書を書類審査して米原市建設工事等契約審査会において提案者を選定します。

実施日：令和5年8月7日（月）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、7に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和5年8月18日（金）予定

(3) 審査結果の通知

第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知します。

第2次審査

審査結果を書面により通知します。

項目	注意事項
日時・会場	ヒアリング開催通知書にて指定します。

持ち時間	30分以内
出席者	5人以内
ヒアリング内容	・提出した企画提案書の内容説明（15分） ・企画書に内容に関する質疑応答（15分）

7 審査基準および配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

項 目		点 数
企画提案	条件との整合性、実現性および独創性	15
	基礎資料の収集、分析方法、意見の集約および反映方法	15
	業務量の把握（作業スケジュール）	10
	説得力および取組意欲	10
執行体制	バックアップ体制、担当者の能力および経験等	20
業務実績	同種業務や類似業務の実績	10
参考見積書	予算の範囲、妥当性	10
ヒアリング内容	加点要素	10
合 計		100

8 日程

公告	令和5年 6月15日
質問受付締切	令和5年 6月28日 午後3時まで
質問回答	令和5年 6月15日～令和5年6月30日
企画提案書等受付締切	令和5年 7月26日 午後3時まで
第1次審査	令和5年 8月 7日
結果通知	令和5年 8月 8日（予定）
第2次審査	令和5年 8月18日（予定）
結果通知	令和5年 8月23日（予定）
契約締結	令和5年 8月下旬（予定）
業務開始	令和5年 9月上旬（予定）

9 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2に定める業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行います。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出してください。

11 その他注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「執行体制調書」に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更できないものとしします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、米原市と協議の上、決定するものとします。

- (6) 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

12 担当部署(提出・問合せ先)

米原市役所(本庁舎) 暮らし支援部子育て支援課 担当:江竜、木田
滋賀県米原市米原1016番地 0749-53-5131 内線2283